

## 契 約 書（案）

1. 契 約 の 目 的      K K R ホテル大阪   井水浄水供給業務
2. 業 務 内 容 等      別紙仕様書のとおり。
3. 契 約 金 額      ○○○円/m<sup>3</sup>（うち消費税額及び地方消費税額 ○○○円）
4. 契 約 保 証 金      免 除
5. 契 約 期 間      令和7年9月1日   ～   令和12年8月31日
6. 契 約 履 行 場 所      国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館（K K R ホテル大阪）他

上記のことについて、発注者 国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館を甲（以下「甲」という。）とし、受注者 ○○○を乙（以下「乙」という。）として、次の条項により井水浄水供給業務（以下「業務」という。）に係る委託契約を締結する。

### （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

### （権利義務の譲渡の禁止）

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、業務の全部又は大部分一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この契約の業務履行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

### （監督）

第4条 甲はこの契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

### （事情変更）

第5条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約の定める条件が不相当と認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第6条 乙は、各月経過後、当該期間に係る業務の終了を速やかに甲に報告書を提出し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による報告書の提出を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項による検査の結果生じた不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け業務を完了させなければならない。

5 前項の場合によって生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(履行遅滞による延滞金)

第7条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合は、延滞金として当該契約期間の最終日の翌日から業務の完了した日までの日数に応じ、契約金額に年3.0%の割合を乗じて計算した額（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を甲に対して支払うものとする。ただし、天災その他乙の責に帰することができない事由によるものと甲が認めたときは、この限りでない。

(代金の支払)

第8条 乙は、業務が完了したときは、完了した業務に相当する契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から支払請求があったときは、正当と認められる支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(著作権等)

第9条 この契約に基づき報告書を作成するに当たり著作権関係の紛争が生じた場合は、一切乙の責任において処理するものとする。

2 この契約に基づき作成した報告書の著作権は、甲に帰属するものとする。

3 甲は、報告書に関し、公表又は出版をする場合は、乙の著作者人格権を尊重するものとする。

4 乙は、この業務に関して発表又は出版しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(契約完了後の説明等)

第10条 乙は、この契約の完了後において第6条第1項の規定により提出した報告書に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙は、契約金額の年額に相当する額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約を解除した場合には、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

4 第1項又は第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又は内容に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府中央区馬場町2番24号

国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館

契約担当者 総支配人 小林 正彦

(乙)